

高知市農業施策等に関する

意見書

令和6年10月24日

高知市農業委員会

令和6年10月24日

高知市長 桑名 龍吾 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲

令和7年度における高知市農業施策等に関する意見書について

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

農林水産省の調べで、令和5年の新規就農者数は4万3,460人となり、2年連続で過去最少となったことが、先月報じられました。就職先として農業界を選ぶ人や、定年後に実家の農業に携わる人が減ったことが主な要因とされております。

本市の農業においても、農業就業人口の減少と高齢化に歯止めがかからず、結果として、農業経営の跡継ぎ不在による土地持ち非農家が増えており、地域によっては、農地の維持すら困難な状況になりつつあります。

そういった中、本年6月に、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに初めて改正され、基本理念に「食料安全保障の確保」を掲げ、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態」と規定しております。

これを受けて政府は、基本法に定める施策の具体化に向けて「食料・農業・農村基本計画」の改定作業に着手し、今後5年間の計画期間とした「基本計画」の改定を今年度中に閣議決定するとしております。

先月27日には、自民党の総裁選が行われ、新総裁に石破茂氏が選出されました。石破新総裁は農林水産相や地方創生担当相を歴任するなど、農業政策や農村の事情に精通していることから、改正食料・農業・農村基本法を踏まえた農業予算の増額に加え、持続可能な農業・農村の立て直しを期待するところであります。

この意見書は、農業委員や農地利用最適化推進委員の日頃からの活動を通じて、農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

農業委員会が、これまで取り組んでまいりました「農地利用の最適化」の推進活動により、地域農業の振興・発展に結びついていくよう、引き続き、行政による一層の後押しを、切に要望するとともに、実効性のある施策の実施、必要な予算の確保及び上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、施策改善等に向けて、次のおり意見書を提出します。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(1) 行政主導による農地の集約と基盤整備の推進

本市の農業を持続的に維持するためには、農地の集約と基盤整備の推進により、管理しやすい状態で後継者に引き継ぐことが重要であるが、農業者の高齢化、耕作放棄地や所有者不明農地の増加など、地域における課題が多く、積極的な推進が困難な状況である。認定農業者など地域の中心的な農業者とともに、引き続き、行政が主導的な役割を担い、将来に向けた産地の維持・発展につながる農地の集約と基盤整備を推進すること。

(2) 農道及び用排水路の機能維持に対する支援

農地に隣接する農道及び用排水路の老朽化がかなり進行し、その機能を果たしていないところもあるなかで、高齢化等による担い手不足により、地域での補修・改修が困難になっていることから、我が国の食料供給力を確保し、農地を適正に保全するため、農道及び用排水路の機能維持に対する支援に取り組むこと。

(3) 有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化

有害鳥獣対策は、被害が生じている限り継続した取組が必要であるが、そのためにも現行の捕獲報償金や被害防止柵設置及び狩猟者への各種支援が縮小されることのないよう、引き続き、予算確保に努めるとともに、ICT 技術を活用した対策等の先進的取組の研究や、棲み処^{すか}を作らないための環境整備を含め、被害撲滅に向けた対策強化に取り組むこと。

(4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

近年の農業資材等の高騰に加え、長らく続いている農産物販売価格の低迷により、農地を耕作し農地として維持する意欲が減退する農業者も多い。

一度耕作放棄された農地は、農業委員会の指導だけでは解消につなげることは困難なことから、担い手や営農組織が行う耕作放棄地再生の取組への支援や、意欲ある企業などが新たに参入しやすい取組の推進、また、少ない労力で栽培できる作目の研究など、行政による農地を維持し活用するための対策を行うこと。

(5) 多様な就農希望者を対象とした支援制度の拡充

農業者の高齢化や担い手不足に伴い、将来の地域農業の担い手を確保・育成することは喫緊の課題である。新たな担い手は若い世代だけでなく、親のあとを継ぐために 50 歳を超えて就農し、担い手として地域の活性化に寄与している場合もあることから、年齢に関係なく就農希望者を支える仕組みが必要となる。そのため国・県の補助事業における年齢要件の見直しの働きかけとともに、市独自の支援制度創設についても検討すること。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 農業用機械等の導入・更新に対する支援拡充

改正された食料・農業・農村基本法では、「食料安全保障」が基本理念の柱として位置付けられ、農業生産基盤を確保し、農業の持続的な発展を図る必要性が明記された。自給率が低迷する中、農業生産基盤の維持・強化を目指すために、今年度末までに策定される地域計画に基づき、既存の中心経営体や新規就農者に加えて、営農組織の育成を図り経営発展を促すことができるよう、営農組織が行う農業機械等の導入とともに、更新時に活用できる支援を新たに追加すること。

(2) 女性農業者が活躍できる環境づくり

国は「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員会における女性登用の目標を30%（2025年度）に設定するなど、男女共同参画を推進しているが、現状との間には隔たりがある。女性農業者を対象とした研修や交流の場を充実させるなど、女性が農業の担い手として活動しやすい環境を整えるとともに、農業者及び関係者の意識変革を推進し、女性登用の促進など、農業における男女共同参画に向けた取組を進めること。

(3) 市街化区域内農地の有益性を踏まえた生産緑地制度の周知

生産緑地に指定された農地は、農業生産基盤としてだけでなく、災害時には一時避難場所や災害ごみの集積場等となるなど、有事において活用が見込まれる有益な土地となっている。そのため、これらの有益性を標識に明記し、市街化区域内における営農活動に住民の理解と協力を得られるよう周知を図ること。

(4) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援

農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境が厳しい中で、償却資産課税が農業者の重い負担となっている。営農に必要なビニールハウス等の農業用資産への課税見合いを財源に、農業振興を目的とする新たな支援制度を創設すること。

(5) 雇用による就農者育成に取り組む農業法人等への支援

後継者不足などにより個人農家が減少していく中で、農業法人等は雇用による農業従事者の確保・育成に取り組んでいる。農産物価格が低迷し、生産コストに見合った収益を得ることが困難な状況で、最低賃金引き上げによる人件費の上昇により、雇用就農の機会喪失につながることはないよう、農業法人等の雇用力を維持するための支援策を講じること。

(6) 放置された農業用燃油タンクの防災対策への支援

南海トラフ地震への備えを早急に進め、二次災害リスクの軽減を図るためには、高齢化による離農などにより、重油が未処理のまま放置された廃タンクの撤去を行うことが防災上の観点からも極めて重要であるため、廃タンクの撤去を対象とした補助制度を創設すること。

(7) 南海トラフ地震に対する事前復興計画の検討

南海トラフ地震が発生すれば、沿岸部の農地は津波被害を受け境界が不明になるうえに、海水による塩害などにより、農業生産基盤に対する影響が想定されることから、現在策定に向けて検討されている「高知市まちづくり事前復興計画」において、関係機関の協力のもと、被災後の農地の集積・集約なども含めた、地域農業の具体的な復興までの道筋（ロードマップ）を定めること。

(8) 中山間地域における農業・林業に対する複合的な支援

中山間地域では、農業と林業は人々の暮らしを支える産業の両輪として、これまで密接に関わってきたことから、森林を適正に整備し木材の価値を高めるとともに、木材の需要拡大による価格の安定化やシキミ、サカキなどの特用林産物の消費拡大など、中山間地域の産業として農業と林業の複合的な維持・発展を図る取組を進めること。

3 国・県への要望

(1) 農産物の適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくり

生産資材等の高騰による生産コストの上昇分を、農業者は農産物の販売価格に転嫁できない状況が続いていることから、農業を取り巻く環境や生産現場の厳しさを消費者に広く知ってもらう必要がある。生産コストを販売価格に適正に転嫁できるよう、国においては「合理的な費用」を考慮すべく、「コスト指標」の作成など新たな仕組みづくりが進められているなかで、牛乳と豆腐・納豆で先行させていく方針が示されているが、この検証のもと、米や野菜などにも適用できるよう、早期に取り組むこと。

(2) 「食料安全保障の強化」に向けた農業の持続的発展のための支援

前述の農産物の適正な価格形成にも課題があるとおり、農業を取り巻く環境は厳しい状況下にあるため、改正された食料・農業・農村基本法にも掲げる「食料安全保障の強化」に向け、農業の持続的発展と農業者の長期的な経営安定化を図るための総合的な支援策を検討すること。

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度改正

農地法では、農地に権利を持つものは、当該農地を適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められている。一方で、耕作放棄した場合の農地所有者に対する罰則規定はなく、耕作者の高齢化の進行と相まって、土地持ち非農家が増加している現状においては、農業委員会の対応では限界があり、耕作放棄地の増加に歯止めがかからない状況となっている。この課題を解決するために農地法への罰則規定の追加や耕作放棄地の国庫帰属など、国が主体となり、耕作放棄地解消に向けた制度改正の検討を行うこと。

(4) 農薬取締法における農薬登録手続き等の簡素化

農林水産省は、使用基準に基づき使用すれば安全と判断した農薬については、農薬取締法に基づき作物ごとに登録を行っているが、近い種類の作物であっても、その作物に登録のない場合は使用できないこととなっている。安全で効果的な防除がスムーズに行えるよう、農薬登録手続き等の簡素化を図ること。

(5) 外来植物及び外来生物に対する検疫体制の強化

外来植物及び外来生物は、その驚異的な繁殖力で農林水産業に被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在であり看過できない状況となっているため、検疫体制をさらに強化し、万全の侵入防止対策に努めること。

(6) 春野地域における新川川流域の治水対策

春野地域の新川川（長浜川）流域では、豪雨時における農地等への浸水リスクに備えるために、治水対策が急務となっている。本川である新川川の護岸工事について、予算を確保し可能な限り早期の完了を図るとともに、流れ込む支川（四谷川、^{したにがわ}大用川及び^{たいようがわ}ながたにがわ長谷川など）についても、土砂の堆積が繰り返されることのないよう、現地の状況に応じて定期的に必要な対策を講じること。